

国際交流講演会実施報告書

2026年4月27日提出
明治大学法学部専任教授
黒澤 睦

開催日時： 2026年4月10日（金）15：30～17：00
会 場： 明治大学駿河台キャンパス リバティタワー6階1065教室／Zoom
講演者： トーマス・M.J.・メラース教授（Prof. Dr. Thomas M.J. Möllers）
（ドイツ・アウクスブルク大学法学部教授）
講演テーマ： 独日比較法講演会「法学方法論とAI」
（Juristische Methodenlehre und Künstliche Intelligenz）
参加者数： 45名（対面22名、オンライン23名）

1. 講演会の趣旨

講演者であるトーマス・M.J.・メラース教授は、民法・経済法・EU法・国際私法・比較法の研究者であるが、法学方法論の分野でも多くの研究業績を公表している。今回の講演会のテーマは、現在、世界的に注目を集めているAIが法律実務や法学研究・教育にもたらす影響について、そのメリットと留意点などを法学方法論の観点から論じるものである。

また、本講演会は、明治大学法学部とアウクスブルク大学法学部の部局間協力協定（2017年締結）から、明治大学とアウクスブルク大学との大学間協力協定（2025年締結）に発展したことを記念する、両大学の学術交流事業のひとつにも位置付けられる。

2. 講演会の運営体制、謝辞

本講演会は以下の体制にて実施された。関係各機関・各位に感謝申し上げます。

主 催	明治大学刑事手続・量刑法研究所（代表：黒澤睦）
共 催	明治大学国際連携本部 明治大学法学部附属比較法研究所
講演原稿翻訳	池田武央（明治大学法学部助教）
質疑応答通訳	川口浩一（明治大学法学部専任教授）

3. 講演会の内容

講演会では、メラース教授からドイツにおける最新の議論動向を紹介していただいた後、黒澤が日本法との比較を手短かにコメントし、最後に参加者との質疑応答の機会を設けた。

(1) 講演（メラース教授）

メラース教授の講演は、次の5つの章によって構成されるものであった。

- I. はじめに ―― 何のための法的方法か？
- II. 現代の法的メタ方法論 ―― 不当な結果の回避
- III. 法学方法論のための人工知能の方法論
- IV. 人工知能の限界 ―― 法の継続形成とその限度
- V. 展望 ――人工知能と人間による判断の関係について

以上のような内容を、メラース教授は具体例を挙げながら丁寧に説明された。

(2) コメント（黒澤）

メラース教授の講演は、法律実務や法学研究・教育におけるAIの活用について、個々の活用事例を断片的に検討するのではなく、法学方法論の観点から体系的にAI活用の意義と限界を説明しようとしている点に特徴がある。まさにこの点が法律実務や法学研究・教育に対して大きな寄与がある。

講演の最後に触れられた比較法的観点からは、日本国憲法32条と76条3項が重要である。最高裁判所は、2026年1月20日から民事裁判において生成AIを補助的に活用できるかの検討を開始した。2026年5月21日からは民事裁判手続のデジタル化も実施される。早期にAIの「適正」な活用ないし活用の「限界」が法的に設定されるべきであろう。

(3) 質疑応答

質疑応答では、法学教育の場面でのAIの活用・不適切使用の問題、民事事件と刑事事件でのAIの活用範囲・方法の異同などについて、意見交換が行われた。

なお、時間の制約から対応できなかった質問は、後日、メールでのやり取りによりメラース教授に対応していただいた。

4. 講演録の公表予定

本講演会の講演内容・コメント・質疑応答の詳細については、『法律論叢』において2026年度中に公表の予定である。

以上